

柏崎市福祉保健部所管 3 計画策定支援業務委
託公募型プロポーザル実施要領

令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年 7 月

柏崎市 福祉保健部 福祉課 介護高齢課

1 業務の趣旨又は目的

「柏崎市福祉保健部所管 3 計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）は、令和 9（2027）年度を計画期間初年度とする「柏崎市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」（以下「介護保険事業計画」という。）「第五次柏崎市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）「第六次柏崎市障がい者計画・柏崎市第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画」（以下「障がい者計画」という。）の策定を一体的に行うものである。

これにより、計画間の整合性を高めるとともに、業務の円滑化、人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施することを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

柏崎市福祉保健部所管 3 計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添の各計画の「仕様書」のとおり。なお、仕様書は、提案に当たって最低限の必要事項を記載したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

本業務の委託に係る各年度における委託料の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、計画ごとに以下の価格を上限額とし、この額を超える提案については、審査を行うことができない。

計画名	令和 7(2025)年度	令和 8(2026)年度	計画計
介護保険事業計画	5,657,000円	5,720,000円	11,377,000円
地域福祉計画	4,814,000円	5,060,000円	9,874,000円
障がい者計画	5,456,000円	5,269,000円	10,725,000円
年度計	15,927,000円	16,049,000円	31,976,000円

※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 委託料の支払方法

仕様書に記載した業務の履行期限の属する年度において、その業務の完了分を部分払とする。ただし、令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度共通の業務に係る委託料については、令和 8（2026）年度に支払うものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当する者

でないこと。

- (2) 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるものの
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 本プロポーザルの参加意向申出書兼誓約書（別記第１号様式）の提出時点において、令和７（２０２５）・８（２０２６）年度物品（役務の提供含む）入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 本業務と同種又は類似の計画策定支援業務を受託し、完了した実績を有すること。

4 本プロポーザル実施日程

内容	実施日又は期限
公告	令和 7（2025）年 7 月 4 日（金）
質問書の提出	令和 7（2025）年 7 月 16 日（水）午後 4 時まで
質問に対する回答	令和 7（2025）年 7 月 18 日（金）午後 5 時まで
参加意向申出書の提出	令和 7（2025）年 7 月 24 日（木）午後 5 時まで
参加資格審査の結果通知	令和 7（2025）年 7 月 28 日（月）（予定）
企画提案書等の提出	令和 7（2025）年 8 月 18 日（月）午後 5 時まで
企画提案書等の審査及び評価	令和 7（2025）年 9 月 1 日（月）
審査結果の通知	令和 7（2025）年 9 月 3 日（水）（予定）

5 質問及び回答

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和 7（2025）年 7 月 16 日（水）午後 4 時必着
- イ 提出方法 電子メールで担当部署に提出するとともに電話による連絡を要す。
- ウ 提出様式 質問書（別記第 2 号様式）を用いること。

(2) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

- ア 本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問
- イ 質問書以外による質問（電話・口頭等による質問）

(3) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、令和 7（2025）年 7 月 18 日（金）午後 5 時までに市ホームページに掲載することとする。また、質問者の事業者名は、公表しないこととする。なお、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

6 参加意向申出書等の提出

(1) 提出期限

令和 7（2025）年 7 月 24 日（木）午後 5 時必着

(2) 提出書類

- ア 参加意向申出書兼誓約書（別記第 1 号様式）
- イ 会社概要（任意様式。パンフレット可）
- ウ 過去における本業務と同種又は類似の業務実績書（別記様式 4）

(3) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限までの各日（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（最終日は午後 5 時）までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、配達証明付書留郵便（封筒に「参加意向申出書等在中」と朱書きすること。）とする。

(4) 提出場所

柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

(5) 提出部数

提出部数は、１部とする。

(6) 参加意向の辞退

参加意向申出書等を提出後に参加を辞退する場合は、任意の様式により、その旨を記述し、署名・押印の上、(4)の提出場所に提出すること。

7 参加資格審査及び結果通知

市は、参加意向申出書の提出者が参加資格を満たしているか確認し、確認結果を参加資格確認結果通知書（別記第４号様式）によって提出者全員に通知する。本プロポーザルへの参加が認められた者には、当該結果通知書に係る書類提出要請書（別記第５号様式）を同封する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別記様式１）

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 業務実施推進体制（別記様式２）

エ 担当者経歴書（別記様式３）

オ 過去における本業務と同種又は類似の業務実績書（別記様式４）

カ 見積書（別記様式５。見積明細書を別に添付すること。）

キ 会社概要（任意様式。会社パンフレット可）

(2) 提出部数

正本１部、副本１部 写し８部

(3) 企画提案書等の作成方法

企画提案書の作成に当たっては、仕様書を踏まえた内容を満たし、極力簡潔なものとし、独自の提案があれば併せて提案することとし、次の点に留意すること。

ア 企画提案書等の様式は、指定があるもの以外は任意とし、枚数の規定も設けない。

イ 日本工業規格「Ａ４判」を基本とし、左綴りとする（「Ａ３判」を使用する場合は、折綴り）。(1)のアからキの順で綴じ込み、インデックス等の見出しを付すること（背表紙付きのファイルブック等の使用可）。

ウ フォントは１０．５ポイント以上とし、書体は任意とする。

エ 言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

オ 文書を補完するための写真、イラスト、イメージ等を使用することができる。

(4) 提出期限

令和７（２０２５）年８月１８日（月）午後５時必着

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、(1)提出書類のうち、アからカまではPDFデータを電子メールにて送信すること。

ア 持参する場合

提出期限までの各日（休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分（最終日は午後5時）までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「柏崎市福祉保健部所管3計画策定支援業務委託公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。

(6) 提出場所

柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

9 企画提案書等の審査及び評価

提出された企画提案書等の審査及び評価（以下「審査等」という。）は、柏崎市福祉保健部所管3計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり行う。

(1) 第一次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類（8(1)アからキまで）による第一次審査を行い、第二次審査要請者として3者程度を選定する。ただし、提案書を提出した者が3者に満たない場合は、第一次審査を省略することとする。

審査結果は、決定後、電子メールで通知した上で速やかに全ての提案者に書面で通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 評価基準

別紙評価基準のとおり

イ 評価方法

（ア）プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書の内容を補完するため、提案者は、プレゼンテーションを行うこととし、市は、企画提案書等及び当該プレゼンテーションの内容に対し、ヒアリングを行うこととする。なお、プレゼンテーションの順番は、企画提案書等を受け付けた順とする。

a 審査日

令和7（2025）年9月1日（月）

b 場所

柏崎市役所（柏崎市日石町2番1号）

c 説明資料

提出された企画提案書等（9(1)アからキまで）以外の資料の配布は認めない。ただし、プレゼンテーションの時間内において、スクリーンに投影する資料の配布はできるものとする。

d 時間配分

1 提案者につき40分以内（準備5分、説明20分、質問10分、撤去5分）とする。

(イ) 留意事項

- a プレゼンテーションについては、対面式又はオンライン形式のいずれかを選択できるものとする。
- b 出席者は、3人以内とする。原則として統括責任者及び主たる業務担当者が出席し、提案説明及び質疑への回答を行うこと。
- c 対面式で実施する場合、プレゼンテーションで使用するPC等の機器については、提案者が用意すること（プロジェクター、スクリーン及び電源タップのみ市が用意する。）。
- d オンライン形式で実施する場合、令和7（2025）年8月27日（水）までにオンラインでの参加を申し出ること。なお、使用アプリケーションはZoomとし、URL等は事前に市からメールにて通知する。また、接続できる端末台数は3台までとする。
- e 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(ウ) 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容をAの評価基準に基づき、選定委員会の各委員が審査等を行う。

10 受託候補者の特定

選定委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計が最高である者を受託候補者として特定する。ただし、本プロポーザルにおける要求水準（評価点の上限（満点）に選定委員数を乗じた評価点合計の70%以上）を満たす提案がなかった場合は、受託候補者の特定は行わない。

各委員による評価点の合計が最高である者が複数いる場合は、本選定委員会の委員合議により決定する。

11 審査等の結果通知

選定委員会において、企画提案書等の審査等を行った結果は、決定後速やかにすべての提案者に書面により通知する。

12 参加資格の喪失等

本プロポーザルへの参加を認められた者が、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に企画提案書等を提出している場合には、当該企画提案書等は無効とする。

- (1) 3で示す参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- (3) 企画提案書等が提出期限を経過して提出された場合
- (4) 8 (5)で示す以外の方法で企画提案書等を提出した場合
- (5) 本プロポーザルの関係者に故意に接触を求めた場合
- (6) 本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

13 契約の締結

- (1) 契約書を取り交わすものとし、受託候補者との間で調整を行い、協議が調った場合に契約を締結する。契約締結に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託候補者と協議が調わない場合にあっては、選定委員会における次順位者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (3) 契約金額は、2 (4)で示す金額の範囲内であって、企画提案書等として提出された見積書の金額を超えないものとする。
- (4) 受託者は、契約保証金として、契約金額の100分の10の額を契約の締結と同時に納めること。ただし、新潟県柏崎市財務規則（平成16年第5号）144条4項の規定いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

14 その他

- (1) 参加意向申出書のほか、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び企画提案書等は返却しない。
- (3) 柏崎市が必要と認める場合は、提出された企画提案書等は無償で可以使用することとする。ただし、使用に当たっては、提案者の承諾を要す。
- (4) 参加者が2者の場合、本プロポーザル終了後の結果公表において、次順位者の得点は、公表しない。
- (5) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (6) 企画提案書等の提出が1者のみとなった場合でも、参加資格を有する事業者であれば審査を実施する。ただし、参加事業者の数にかかわらず評価が要求水準（評価点の上限（満点）に選定委員数を乗じた評価点合計の70%以上）に達しない場合は、受託候補者として特定しない。
- (7) 審査結果についての異議申立は、認めない。
- (8) 企画提案書等は、新潟県柏崎市情報公開条例（平成10年条例第5号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (9) この要領に定めのない事項については、新潟県柏崎市プロポーザル方式実施取扱要綱、新潟県柏崎市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (10) この要領に定めるもののほかは、選定委員会において決定する。

15 各計画担当課

本業務に関する担当は以下のとおり。

(1) 介護保険事業計画に関すること

柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

電話番号 0 2 5 7 - 2 1 - 2 2 2 8

メールアドレス kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp

(2) 地域福祉計画に関すること

柏崎市福祉保健部福祉課総務係

電話番号 0 2 5 7 - 4 1 - 5 6 5 0

メールアドレス fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp

(3) 障がい者計画に関すること

柏崎市福祉保健部福祉課障害相談係

電話番号 0 2 5 7 - 2 1 - 2 3 5 7

メールアドレス fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp

16 問合せ先及び提案書等提出先

〒9 4 5 - 8 5 1 1 新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

電話番号 0 2 5 7 - 2 1 - 2 2 2 8

メールアドレス kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp